

(報酬)

コンサルティング報酬は、採用決定者に支払われる採用初年度予定年収（通勤費を除く全ての諸手当、及び賞与を含む）の30%（消費税及び地方消費税別）とする。

(報酬の返還)

採用決定者が甲に入社後3か月以内に、自己都合により退職した場合、または甲の就業規則等の社内規則に違反したことにより退職させられた場合は、乙は以下の通り、コンサルティング報酬を採用決定者の退職日より25日以内に、甲に対して返還するものとする。

- ・入社後 1か月以内に退社：コンサルティング報酬の100%
- ・入社後 3か月以内に退社：コンサルティング報酬の50%

ただし、採用決定者の死亡・病気など、採用決定者の責めによらない事由による場合、または甲の採用決定者に対する待遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることによる退職の場合は、この限りでない。